

【事業性融資の推進等に関する法律第 44 条第 3 項】

企業価値担保権信託会社は、企業価値担保権に関する信託業務の廃止をし、合併（当該企業価値担保権信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、会社分割による企業価値担保権に関する信託業務の全部若しくは一部の承継をさせ、又は企業価値担保権に関する信託業務の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

【企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令第 15 条第 1 項】

法第四十四条第三項の規定による公告は、官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によってしなければならない。

【企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令第 15 条第 2 項】

法第四十四条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 企業価値担保権に関する信託業務の廃止、合併（当該企業価値担保権信託会社が合併により消滅するものに限る。）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、会社分割による企業価値担保権に関する信託業務の全部若しくは一部の承継又は企業価値担保権に関する信託業務の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日
- 二 引受けを行った信託関係の処理の方法

【事業性融資の推進等に関する法律第 171 条第 1 項】

管財人は、前条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした配当債権者及び第百六十六条第一項に規定する企業価値担保権者に通知しなければならない。